

会 議 録（要 旨）

会 議 名	武蔵村山市緑化審議会（第1回）
開 催 日 時	平成25年 7月18日（木） 14時30分 ～ 16時10分
開 催 場 所	市役所 301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者： 宮林茂幸委員 細岡晃委員 瀬上和恵委員 高橋勇治委員 田中博美委員 吉田豊委員 欠席者： 布田傑委員 網代準一委員
議 題	議題1 会長・副会長の互選について 議題2 武蔵村山市グリーンヘルパーについて 議題3 その他
結 論 <small>（決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）</small>	議題1について： 宮林茂幸委員が会長に就任。 高橋勇治委員が副会長に就任。 議題2について： 武蔵村山市グリーンヘルパー制度運営要綱第7条第1号に規定する「市が指定する講座」について、第1回緑化審議会での意見を踏まえ、グリーンヘルパー養成講座（2コース）それぞれの難度に応じて3段階に分け、3級を基礎講座、2級を応用講座、1級を専門講座と設定する。講座の詳細については、事務局が具体的な講座の設定を精査し、第2回緑化審議会に提案する。 議題3について： まちづくり条例 狭山丘陵の景観の保全に関する規定が施行されることについて説明。
審議経過 <small>（主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）</small>	◇ 開会 開会の挨拶 （堂垣道路公園課長） ◇ 報告事項 武蔵村山市緑化審議会の所掌事項等について ① 緑化審議会の会議の公開に関する運営要領について説明 事務局の原案のとおり承認。 ② 緑化審議会規則について説明 ③ 緑化審議会の会議開催予定について説明 平成25年度に3回を予定。 （説明者 叶野主任）

<p>事 務 局</p>	<p>◇ 部長挨拶 (峯尾建設管理担当部長)</p> <p>◇ 委員自己紹介 ・ 事務局職員自己紹介</p> <p>議題1 会長・副会長の互選について</p> <p style="padding-left: 40px;">会長の互選について</p> <p style="padding-left: 80px;">緑化審議会規則第2条により「宮林茂幸委員」が会長に就任。</p> <p style="padding-left: 40px;">副会長の互選について</p> <p style="padding-left: 80px;">会長が1号会員(学識経験者)から選出されたため、副会長については、2号会員(市民)の中から、緑化審議会規則第2条により「高橋 勇治委員」が副会長に就任。</p> <p>◇ 宮林会長 就任挨拶 ・ 高橋副会長 就任挨拶</p> <p>議題2 武蔵村山市グリーンヘルパーについて (説明者 高橋主査)</p> <p>それでは、議題2 武蔵村山市グリーンヘルパーについて、ご説明させていただきます。</p> <p>資料3 《グリーンヘルパー制度の実現に向けて》をご覧ください。</p> <p>1 グリーンヘルパー制度の導入に当たっての中にあるとおり、グリーンヘルパー制度は、市の第3次長期総合計画・みどりの基本計画等に推進すべき制度として位置づけられております。</p> <p style="padding-left: 40px;">これを受けまして、事務局において制度の詳細や運用イメージの検討を進め、資料5 グリーンヘルパー認定及び登録要綱(案)を策定いたしました。</p> <p style="padding-left: 40px;">では、グリーンヘルパーとは、どうゆうものなのか 資料3の1枚目裏面の4 グリーンヘルパーの役割をご覧ください。</p> <p style="padding-left: 40px;">グリーンヘルパー制度は、本市のみどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダーとして、幅広く緑化推進活動に携わっていただき、地域の特性を生かした、新しい緑の創出に向けた活動に参加・推進していただく制度です。</p>
--------------	---

この、グリーンヘルパーに必要とされるものは、市内・地域のみどりを保護育成活動のリーダーとして、みどりに関する幅広い知識や技能、生態系などに対する理解や知識の習得、活動中の事故や怪我に対する応急救護の知識など、多くの知識・技能を身に着ける必要があります。これらのことを踏まえまして、このグリーンヘルパーを養成するためには、一定程度の講座や講習会受講が必要であり、また、資料5のグリーンヘルパー認定及び登録要綱案では この講座等の受講及び修了をグリーンヘルパーの認定要件としておりますので、今回、武蔵村山市緑化審議会に対しまして、グリーンヘルパーの資格等についてご審議くださいますようお願い申し上げます。

まず、現在事務局が想定する制度発足当初の活動を申し上げますと 資料3の7のとおり、グリーンヘルパーの想定活動別に保全活動コースと園芸活動コースの2コースを設定いたしました。

保全活動コースは、公園や街路樹の樹種選定への助言や植樹作業の指導及びその後の管理方法等のアドバイスなどの活動。

園芸活動コースは、公園内花壇や歩道上空地などを活用し草花の選定から植え付け、種まき等を企画から管理までの指導等の活動など、活動に活用できる市内の道路、公園などを主な活動場所として考えております。

このことから、事務局案といたしまして資料3の6のとおり、講座内容及び受講時間についてお示ししております。内容及び時間につきましては、東京都環境局が行う「緑のボランティア指導者等育成講座」を参考にしたもので、特に精査したものではありません。

資料6 グリーンヘルパー認定対象講座一覧をご覧ください。

この一覧は、グリーンヘルパーとしての知識・技能の習得にかなうと思われる講座を簡単にお示したものでございます。

事務局といたしましては、これら一覧にあるような複数を受

	<p>講していただき、グリーンヘルパーに必要とされる知識、技能の習得を考えております。</p> <p>本日の審議会におきましては、グリーンヘルパーが受講すべき講座等の内容及び受講時間費用の負担割合などを中心にご審議いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、グリーンヘルパーの資格認定後の登録等については、武蔵村山市公園・緑地等ボランティアとほぼ同様となりますので、割愛させていただきます。簡単ではございますが、以上がご説明となりますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">説明が終了。</p> <p>これからの議題に対する発言については以下の表記を用いる。</p> <p style="text-align: center;">★ 審議会会長発言 ● 審議会委員発言 ○ 事務局職員発言</p> <p>会長 ★ 事務局よりグリーンヘルパーの制度そのものの役割と内容についてカリキュラムが、事務局から示していただきました。委員の皆様、ご質問等ございますか。</p> <p>会長 ★ 私より質問ですが、みどりと言うのは総称であるとしているが、樹木のほかに、樹林は入っているのか。</p> <p>事務局 ○ 市内の全域のみどりを示しているので、樹林も対象になります。</p> <p>会長 ★ 先ほどの説明の中で、保全活動コースと園芸活動コースについて説明があったが、何か、御意見、御質問はありますか。</p> <p>会長 ★ 私からの質問ですが、2つのコースが設定しているが、基本的な考え方として、広く市民の方が理解を持ってもらい、また、技術的な面として、スキーの資格のバッチ制度のように、段階的に資格が上がっていくようなものなのか、または、市民の中で、資格等を所持している方を市より、指名をして吸い上げていくものなのか、事務局のご意見を聞かせてほしい。</p> <p>事務局 ○ 事務局の考え方としましては、樹木医の資格を持っている方</p>
--	--

<p>会 長</p>	<p>や大学で専門的な課程を修了した方で相当の実務経験を有する方など、市長が適当と認めた方については認定を与えていく考えがあります。</p> <p>また、それ以外の方については、市で設定した各コースのカリキュラムを受講していただき、認定をしていく考えであります。</p> <p>★ 各コースのカリキュラムの時間について、保全活動・園芸活動コースの講義の時間（各・計30時間受講）となっているが、提案であるが、各コースの受講の時間を、3段階（たとえば、初級・中級・上級に分けて、受講時間を初級は10時間で認定。中級は20時間で認定。上級は30時間で認定等）にした方が、認定までのハードルが下がってより多くの市民が、関心を持つのではないかと。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>○ 事務局としましては、ご提案の受講時間の段階的な認定の変更等について検討していきたい。</p>
<p>委 員 事 務 局</p>	<p>● 資料6の講座を受講すれば、認定になるのですか。</p> <p>○ 資料6の講座を受講で認定と言うことではなく、各コースを認定していく講座の参考資料として、事務局で調べたものを、今回、提示をさせていただいているものになります。</p> <p>ですので、これから、審議をしていくなかで、各コースで受講を必要とするものの受講講座の精査をしていきたいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>★ 委員の皆様も、市が考えているグリーンヘルパーの認定制度については、事務局が説明してくれた内容で、おおむね、理解が出来たでしょう。</p>
<p>会 長</p>	<p>★ 実は、今、東京農大の方で問題となっている事案であるが、森林ボランティアのリーダーがいて、リーダーが他のボランティアを指揮・監督をしているが、もし、活動の中で、事故が起きた時には責任の所在はリーダーになるのかという問題提起があった。将来、市のグリーンヘルパーに上記の内</p>

事務局	<p>容を当てはめた場合は、どう考えますか。</p> <p>○ グリーンヘルパーの事故についての対応としては、リーダーの方には主催者等賠償責任保険等に加入をいただき、また、ボランティアの方にはボランティア保険に加入をしていただき、活動していく考えです。</p>
委員	<p>● グリーンヘルパーを何人位、認定、育成していくのか。</p>
事務局	<p>○ 武蔵村山市第2次みどりの基本計画で目標設定としております人数は、平成29年度までに、4名を目標としております。</p> <p>4名の人数の根拠としましては、市内を4分割し、東西南北に各1名のグリーンヘルパーがいる設定としています。</p>
委員	<p>● グリーンヘルパー4名では、少なくないですか。</p>
事務局	<p>○ 4名という人数を目標設定にしている理由としては、公園・緑地等ボランティアとの差別化という点、語弊があるかもしれませんが、グリーンヘルパーについては、前段でご説明させていただいているような各コースのカリキュラムの講座受講等を終了した方、もしくは、それと同等の経験・知識を有している方を市長が適当と認定した方としておりますので、地域のみどりの活動リーダーとしては、適当な目標設定人数と考えております。</p>
委員	<p>● ただ、懸念されるのは、グリーンヘルパーに認定されるハードルが高すぎて、市民の方が尻込みして参加をためらうのではないか。</p>
委員	<p>● 方法論として、グリーンヘルパーの認定に値する優秀な人材を市が指名認定（4名）した方が早いのではないか。</p>
事務局	<p>○ 確かに、事業効率の観点からすれば、そうかもしれません。資料の8・「他の類似制度等について」にて、他の市町村の例示があります。</p>
事務局	<p>○ 富士市の自然巡視員及び緑化指導員は、市長の委嘱を受け、自然の巡視及び観察、自然環境及び緑化の保全のための指導、助言を市長へ報告する嘱託員がいます。</p>

	<p>兵庫県の伊丹市では、植物の育成管理や緑化活動を行う緑化啓発指導員という非常勤嘱託員がおり、応募の資格としては、農学、造園系の大学等を卒業し、それらの職務に概ね3年以上の経験を有する者を市が採用しています。</p> <p>これらの事例をあくまで、業として行っているものであり、今回、武蔵村山市グリーンヘルパー制度としては、このようなケースは想定しておらず、みどりに関心がある一般の市民の方や公園・緑地等ボランティアの方に、グリーンヘルパーの趣旨を理解していただき、参加を呼びかけ、協働しながら、グリーンヘルパー制度の確立をめざしていきたいと考えています。</p>
<p>会 長</p>	<p>★ 大学の中で、森林ボランティアという活動がありますが、ボランティア活動をやられている方達を見て感じることは、多様な考え方があり、100人の中に1割の方は、活動のために技術を磨きたいと思う方がいますが、残りの9割の方は、手伝いが主体と考えてかたがほとんどと思う。その中から、リーダーとなるヘルパーを育成するために、これから決定していく各コースの受講講座を修了しないとできないということだと、残り9割の関心のある方の今後の意欲をそぎ落とすことも考えられると思う。なので、先ほど提案した、市が指定した認定ヘルパーが中心になり、みどりに関心がある方用に、認定の受講をもっと簡素化したものを設定し、底辺の拡大を図るやり方のほうが、うまくいくのでは、ないかと感じるが。</p>
<p>委 員</p>	<p>● 今後、グリーンヘルパーの制度が確立したら、市報やホームページに掲載して、一般の方に向け広報活動をしていくのか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>○ 制度が確立した際には、募集の広報活動を行います。まず、今年度の末頃に事務局の案として考えていることは、会長のような農業大学の先生等に、グリーンヘルパーの制度の案内を兼ねたシンポジウム等を開催し、グリーンヘルパーの育成に向けた市の考え方をご説明して、みどりに関心がある</p>

<p>会 長</p>	<p>方に、興味を持っていただきたいと考えてます。</p> <p>★ 大変良いことだと思います。大学の方でも、ボランティアを対象にした塾を開設し約20年位の時が経過したが、ボランティア活動をしていく中で、長く活動している方から指導者として育成されて、ボランティアのメンバーと指導者で、山に活動に入るグループが沢山います。その指導者の認定には、今回のグリーンヘルパーの認定を行う講座と同じような設定があり、2年間で、森林体験活動体験（木の剪定・下草狩り・つる切り・間伐・炭焼き等）を終了しないと、指導者として認定しないような事を行っている。各々のレベルで、何年か、かかって指導者の資格を取得する方もいる。</p> <p>私が1番のポイントとして考えているのは、環境に対する理念、今回でいえば、みどりの保全をしていこうという基本的な考え方を持って活動していく中で、指導者としてではなく、その基本的な考えを持って活動の中に入っていれば良いと考える方を大切にしないといけないこと。</p> <p>また、そういった多くの人達を指導する、今回のグリーンヘルパー指導者を育成する事も同じく大切であると考えます。</p>
<p>委 員</p>	<p>● 先ほど、会長が話されていたが、その活動の中に入っている方も、今回のグリーンヘルパーの一員として考え、例えば、会員カード等を作成して、活動している方は全員がグリーンヘルパーと位置づけ、その中で、認定を3段階（初級・中級・上級）等に設定したほうが、底辺の拡大の意味ではないか。</p>
<p>会 長 事 務 局</p>	<p>★ グリーンヘルパーを育成していく養成コースと、一般コースに分けてやったほうが良いのではないか。</p> <p>○ 一般コースの案については、グリーンヘルパーの下部組織ではないですが、別に市の公園・緑地等ボランティアの組織がございますので、活動の内容に応じて、協力の依頼をすることに</p>

会 長	<p>についても考えております。</p> <p>★ 公園・緑地等ボランティアの方を、今回のグリーンヘルパーの枠に取り込んで、グリーンヘルパーの初級メンバーとして登録をして、別に育成枠コース（各コースの受講により認定するヘルパー）と分けて管理する方法もあるのではないかと。</p>
事 務 局	<p>○ 公園・緑地等ボランティアの方は、もう、すでに別の組織として活動をしていますので、今後は、先ほどご説明したとおり、公園・緑地等ボランティア活動の範囲において、協力・連携しながら活動していければと、事務局は考えております。</p>
委 員	<p>● 事務局の考え方は理解はしますが、縦割りに、組織を分けてあっても将来的には、グリーンヘルパーの組織に、公園・緑地等ボランティアの組織を下部組織として、一緒の組織にして活動をともにしていったほうが良いと思うのですが。</p>
会 長	<p>★ この制度を作成し、育成していくことはいいと思います。ただ、いかに、この制度を市民の方が理解し、参加しやすい環境を作ることが大事ではないかと思えます。</p>
委 員	<p>● 育成にかかる講座には、かなりの費用がかかるが、その辺はどう考えてますか。</p>
事 務 局	<p>○ これから、市が指定する受講講座について設定するわけですが、その受講料について市民の方の負担金については、これからの議論になりますが、単年度の要項を作成し、例えば、受講講座の料金にかかる50%を受講講座終了証を市が確認後、負担するなどを検討していきたいと考えています。</p>
会 長	<p>★ 基本的には、自分自身の技能取得にかかる費用は、自己負担でやるのが基本だと思うが、ただ、仕組みを作っていくまでの経費は、市が負担すると思いますが。</p>
会 長	<p>★ グリーンヘルパーについては、講義受講や専門知識を有している方を育成をしていくことに特化していくことでいいんですか。</p>
事 務 局	<p>○ みどりの基本計画で、みどりのまちづくりを推進する指導的な役割を担うグリーンヘルパーの養成を目標にしています。</p>

<p>会 長</p>	<p>★ なにが、言いたいかというと、規定の受講や専門知識がある方を育成し、グリーンヘルパーが誕生しても、その中間の方とか、まだ認定を受けてない方たちとのつながりとか、公園・緑地等ボランティアの方達とのつながりが、しっかりしていないと、参画してこないと思いますが。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>○ 質問に内容については、事務局も理解をしているところです。グリーンヘルパーが誕生した場合は、資料4のグリーンヘルパー活動フローのような活動の内容で進んでいくことを理想としていますが、例えば、市としても通常、私達、公園緑地グループ職員3名にて、公園内の樹木の剪定等を行っていますが、私達と一緒に活動をしていただいて、市民への周知活動も合わせて行いたいと考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>● 基本計画では、平成29年までに4名を目標にしている。会長や委員の意見にもありましたが、まず、みどりに関心がある方を認定の段階や階級はあるにせよ、まず、グリーンヘルパーの枠組みに入れてスタートをしていくのが、やはり理想である。活動を通して希望者の方には、各カリキュラムを受講してもらい、レベルアップをしていくほうが、いいと感じたが。</p> <p>はじめから、各カリキュラムの受講を条件にすると、市民の方が尻込みをしてしまう懸念があるが。</p>
<p>会 長</p>	<p>★ かなり意見が出そろったところであります。基本的には皆さん理解しているところだと思います。グリーンヘルパーの制度の中身も理解出来ます。ですが、肝心なことは市民からグリーンヘルパー制度を理解してもらうかが大事。その方法論をクリア出来ればよい。先ほど議論していた、グリーンヘルパーとして参加者を全員を囲うやり方がだめなら、段階的に受講をクリアをしていき、最後に指導者になる方法を今後、議論をして選択をしていくことで、いいと思います。</p>
<p>会 長 事 務 局</p>	<p>★ 本年度中にやり方を決定していけば、よろしいんですね。</p> <p>○ はい、その通りです。</p>

<p>会 長</p>	<p>★ では、議題2の「武蔵村山市のグリーンヘルパーについて」は、この辺で終了して、次回、引き続き、内容について精査をしていきたいと思えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>★ 議題3の「その他」について、なにか、ありますか？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>○ 事務局より、委員の皆様の机に配布してあります資料についてご説明をさせていただきます。ハート&グリーン（武蔵村山市第2次みどりの基本計画）をお配りいたしました。目を通していただけたら幸いです。</p> <p>もうひとつの資料についてご説明をいたします。都市計画課が所管しております、まちづくり条例に基づく「狭山丘陵の景観の保全に関する規定」をご覧ください。</p> <p>青梅海道北側すべての地区が対象となり、武蔵村山市まちづくり条例において、狭山丘陵景観重点地区に指定されています。</p> <p>対象となる行為につきましては、建築物の新築・改築、建築物の色彩の基準、建築物等の敷地内及び敷地が道路に面している部分については、できるかぎり緑化の義務。という内容で平成25年10月1日から施行されます。</p> <p>これらについて、緑化基準の義務化により、グリーンヘルパー制度を活用して、今後、新築した家の生け垣や庭に植樹したいなどの相談に対して、市（事務局）が受付し、グリーンヘルパーへ連絡、依頼者と協働して行うなどが想定されます。今後の展開として、都市計画課と道路公園課との円滑な連携が進み、緑化推進事業と保全管理が一体となり、推進できればと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>★ こういうのがあると、いいですね。私が知っている景観推進協議会の話ですが、こういうのは、地区別に範囲を決めて、地区別にどのように決めていくか、議論をしていくのが理想である。市からの要請により、地域で議論し決定していくほうが、はるかに話が決まる事があるので。</p> <p>その内容に今回のグリーンヘルパーさんが絡んでいければ、理想とする流れであると思えます。</p>

会 長	★ それでは、本日の議論は終了したいと思います。議事進行を 会長より事務局へお返しします。
事 務 局	○ 次回に審議会に開催の日付の決定を調整したいと存じます。 事務局の案としましては、10月の初旬から中旬を予定して います。国民体育大会が、10月3日～7日に予定されています ので、それ以降の開催をお願いを致したいのですが。
会 長	★ 皆さん、10月16日（水）の予定で大丈夫でしょうか。
事 務 局	★ ○ ● （会長・委員・事務局）の調整のうえ、 次回の開 催は、10月16日（水）の午後2時にて開催を行う事で決定す る。 ○ 開催通知は、後日委員の皆様に改めて、通知をいたします。 それでは、第1回緑化審議会を閉会いたします。委員の皆 様、御苦労さまでした。
	散 会

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開	傍聴者： 0 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開	
	※一部公開又は非公開とした理由 ()	

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示	
	<input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：	）
	<input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：	）

庶 務 担 当 課	都 市 整 備 部 道 路 公 園 課（ 内 線 ： 2 6 2 ）
-----------	------------------------------------

（日本工業規格A列4番）